

## 十和田市告示第4号

国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託については、公募型プロポーザル方式により実施しますので、次のとおり公告します。

令和4年1月7日

十和田市長 小山田 久

### 1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 「国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託」
- (2) 内容 「国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約締結の日から令和5年2月28日まで
- (4) 委託上限額 構築費用 金48,905千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
運用・保守費用（5年分） 金25,961千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出締切日において、十和田市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年12月14日十和田市条例第39号）に違反しない者。
- (5) 過去10年間（平成24年度～令和3年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (6) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。
  - ア 情報セキュリティマネジメントシステム
  - イ プライバシーマーク

### 3. 参加申し込み等に関する事項

- (1) 受付期間  
令和4年1月24日（月）9時00分から令和4年1月28日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法  
プロポーザル参加申込書（様式1）、業務実績書（様式2）、会社概要（パンフレット等でも可）を郵送または持参すること。様式1、2については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。
- (3) 参加承認  
本プロポーザルの参加承認の可否は、令和4年2月3日（木）17時00分までに電子メールで通知する。
- (4) 参加辞退  
参加者等は、プロポーザル参加辞退届（様式4）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

#### 4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年1月11日(火)9時00分から令和4年1月17日(月)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式5)により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

(3) 質問の回答

令和4年1月21日(金)17時00分までに、参加者からの質問及びその回答の全てを、十和田市ホームページにて公開する。

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ・プロポーザル届出書(様式3)
- ・「国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託」企画提案書(任意様式)  
(社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く)
- ・国民健康保険市町村事務処理標準システム構築業務委託見積書(様式6)

(2) 提出部数

紙媒体10部(プロポーザル届出書及び見積書は各1部)

(3) 提出期限

令和4年2月9日(水)17時00分まで(必着)

(4) その他

提出方法等については、「実施要領」を参照のこと。

#### 6. 企画提案書の内容説明(プレゼンテーション)

(1) 実施日時

令和4年2月15日(火)14時00分から開始予定

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。提案者は企画提案書等の要点を15分程度で説明を行い、その後質疑応答を行う。(説明・質疑を含め20分)

#### 7. その他

審査概要等のその他のプロポーザル手続きの詳細は、「実施要領」を参照のこと。

#### 8. 問合せ先

担当者： 十和田市民生部国民健康保険課

住所： 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話： 0176-51-6750

FAX： 0176-22-6299

Eメール： kokuho@city.towada.lg.jp